

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について (お願い)

標記について、経産省ガス安全室より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、同ガス安全室より近年の標記事故の発生状況を踏まえ、ガス事故における建設工事等に係る事故(他工事事務)の防止に向け、関係省庁及び関係団体に対し協力要請を行った旨の通知、また、再発事故防止の観点から、当協会に対し、会員への周知を依頼されたものです。

当協会としても、他工事事務事故につきましては近年増加傾向にあることから、平成30年度から3年計画で実施している「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」の具体的推奨事項に「他工事による事故防止」を追加し、更なる対策を図っているところです。

なお、他工事業者によるLPガスに関する事故は歴年で2018年に48件、2019年には58件発生しております。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

記

【経産省からの周知事項】

- ・ 建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・ 供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

【添付】

- ・ 参考1 関係省庁及び関係団体に対し協力要請文書(容量が多い為1箇所のみ)
- ・ 参考2 2019年の建設工事等におけるガス管損傷事故概要等
- ・ 参考3 経産省パンフレット(下記URLよりダウンロードができます)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinashitai/panel/index.html

以 上

発信手段：Eメール

保安部：渡辺、橋本

別紙



経済産業省

2020産ガ安第4号
令和2年2月28日

一般社団法人全国LPガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(協力依頼)

標記の件について、今般、当省では、ガス事故における建設工事等に係る事故(他工事事故)の防止に向け、別添のとおり以下の関係省庁及び関係団体に対し、協力要請を行いましたので、その旨お知らせいたします。

- ・厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室
- ・厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
- ・国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
- ・国土交通省土地・建設産業局建設業課
- ・国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
- ・警察庁交通局交通規制課
- ・一般社団法人全国登録教習機関協会

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても傘下の事業者等に対し、以下の事項の周知を行って頂きますようお願いいたします。

- ・建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

参考 1

経済産業省

2020産ガ安第4号
令和2年2月28日

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木・建築関係工事、建築物解体関係工事、上下水道関係工事等）に伴い、毎年ガス管を損傷するなどの事故が発生しており、2017年から2019年の3年間で496件、負傷者数27名に上っています。こうしたガス事業者以外の者によるガス事故が毎年約2割以上の割合で発生し、2019年は速報値で206件発生しております。

最近の事故事例では、2019年12月に、雨水管撤去工事において、建設機械で誤って本支管を破損し、漏えいしたガスに引火し、作業員2名が軽傷を負った事故や、同年8月に、一般住宅改装の際にガス管等の配置を確認せずにカッター機で壁の切断を行ったため、壁内のガス配管、給湯配管を切断する事故がありました。

このように建設工事等におけるガス管損傷事故は、ガス事業者以外の者による建設工事等において生じる場合が少なからずあり、その原因としては、①施工者がガス管の存在を知らずに工事に着手してしまった、②目的の配管と誤ってガス管を切断してしまった、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとし、誤って着火させてしまった、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまった、また、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかったなど、事故の内容から判断し、明らかに施工者による確認ミス、作業ミス等が原因となり発生しているものが多数あります。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の発生防止の観点から、ガス業界を挙げて建設工事等の施工事業者に対する啓発・広報活動の充実を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の再発防止の観点から、建設工事等に係る事業者等に対し、以下の要請を行っていただきますようお願いいたします。

- ・工事前には、ガス事業者に、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者に立会を求めること。
- ・ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ・ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ・敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- ・工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ・ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

- ・参考資料1 2019年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料2 2018年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料3 2017年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料4 建設工事等事業者向けパンフレット

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaoshitai/panel/pdf/koji_2016.pdf

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaoshitai/panel/pdf/koji_check_2016.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/kouhou/takoji.pdf

(参考) 最近の建設工事等によるガス管・ガス設備損傷事故件数の推移(ガス事故(建設工事等))

ガス事故(建設工事等)件数	2017年	2018年	2019年	計
ガス事故件数	601	614	639	1854
うち、都市ガス	406	403	441	1250
液化石油ガス	195	211	198	604
建設工事等事故件数	149	141	206	496
うち、都市ガス	101	93	148	342
液化石油ガス	48	48	58	154
うち、事前照会無し	75	107	173	355
建設工事等事故による負傷者数	9	9	9	27

(経済産業省ガス安全室調べ)